

# 京都府公立大学法人教育研究評議会規程

平成20年4月1日  
京都府公立大学法人規程第3号

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する大学ごとに置く教育研究評議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

**第2条** 教育研究評議会は、定款第22条第1項の規定により、学長が招集する。

2 教育研究評議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

**第3条** 議長があらかじめ指名する委員は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(委員以外の出席)

**第4条** 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究評議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録の作成)

**第5条** 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

**第6条** 教育研究評議会の庶務は、京都府立医科大学にあっては事務局総務課、京都府立大学にあっては事務局企画課において処理する。

(規程の改廃)

**第7条** この規程の改廃については、教育研究評議会の議を経なければならない。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則（規程第3－1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。